

「高知県果担い手育成支援事業費補助金交付要綱」の新旧対照表

改 正	現 行
<p>高知県果担い手育成支援事業費補助金交付要綱</p> <p>(趣旨) 第1条 この要綱は、高知県補助金交付規則(昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、高知県果担い手育成支援事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に關し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(補助目的及び補助対象事業の内容) 第2条 県は、土地改良事業における土地改良負担金の軽減を図るため、高知県土地改良事業団体連合会(以下「連合会」という。)が、農家負担金軽減支援対策事業実施要綱(平成23年4月1日付け22農振第2304号農林水産事務次官通達)及び農家負担金軽減支援対策事業実施要綱(平成23年4月1日付け22農振第2305号農林水産省農林部農林局長通達)に基づいて、全国土地改良事業団体連合会(以下「全土連」という。)から事務の委任を受けて行う担い手育成支援事業(以下「補助事業」という。)に要する経費について補助金を交付する。</p> <p>(補助額の範囲) 第3条 前条に規定する補助事業に対する補助額は、連合会が支援事業に要する経費の2分の1の額とする。</p> <p>(補助金の交付の申請) 第4条 連合会は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書(正副2部)を知事に提出しなければならない。</p> <p>(補助の条件) 第5条 補助金の交付の目的を達成するため、連合会は、次の各号のいずれかの場合においては、事前に別記第2号様式による重要承認申請書を正副2部提出し、知事の承認を受けなければならない。 (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。 (2) 補助事業を中止又は廃止しようとするとき。 2. 補助事業の専断に当たっては、別記に掲げるいづれかに該当すると認められるものを別記補助事業者としない等の専断団等の排除に係る県の取組を行い、行われなければならない。</p>	<p>高知県果担い手育成支援事業費補助金交付要綱</p> <p>(趣旨) 第1条 この要綱は、高知県補助金交付規則(昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。)第20条の規定に基づき、高知県果担い手育成支援事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に關し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(補助目的及び補助対象事業の内容) 第2条 県は、土地改良事業における土地改良負担金の軽減を図るため、高知県土地改良事業団体連合会(以下「連合会」という。)が、土地改良負担金軽減支援対策事業実施要綱(平成2年7月20日付け2精改第813号農林水産事務次官通達)及び担い手育成支援事業実施要綱(平成7年4月1日付け7精改D第292号農林水産省精改部農林局長通達)に基づいて、財団法人全国土地改良事業協会(以下「協会」という。)から事務の委任を受けて行う担い手育成支援事業(以下「補助事業」という。)に要する経費について補助金を交付する。</p> <p>(補助額の範囲) 第3条 前条の規定する補助事業に対する補助額は、連合会が支援事業に要する経費の2分の1の額とする。</p> <p>(申請) 第4条 連合会は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(別記第1号様式)正副2部を知事に提出するものとする。</p> <p>(補助の条件) 第5条 補助金交付の目的を達成するため、連合会は次の各号に掲げる場合に、事前に別記第3号様式による変更承認申請書を正副2部提出し、知事の承認を受けなければならない。 (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。 (2) 補助事業を中止又は廃止しようとするとき。</p>

3. 補助事業の実施に当たっては、別表に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としない等の暴行 equal の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならない。

4. 補助事業者は、関係補助金の交付に当たっては、関係補助事業者に対して前項の条件を付さなければならない。

(実績報告)

第6条 連合会は、補助事業が完了したときは、別記様式第3号による実績報告書(正副2冊)を当該補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。ただし、これにより遅い場合は、翌年度の4月15日までとする。

(書類の保管)

第7条 連合会は、補助事業に関する関係書類を整備し、当該事業年度の完了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(補助金の請求)

第8条 連合会は、概算私を必要とするときは、別記第4号様式による請求書を知事に提出しなければならない。

(情報の開示)

第9条 補助事業又は連合会に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づき開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

附則

この要綱は、平成7年12月27日から施行する。

附則

この要綱は、平成9年8月4日から施行する。

附則

この要綱は、平成10年9月9日から施行する。

(実績報告)

第6条 連合会は、補助事業が完了したときは、実績報告(別記様式第4号)正副2冊を当該補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。
なお、これにより遅い場合は、翌年度の4月15日までとする。

(書類の保管)

第7条 連合会は、当該補助事業に関する関係書類を整備し、当該事業年度の完了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(補助金の請求)

第8条 連合会は、概算私を必要とするときは、別記第6号様式による請求書を知事に提出しなければならない。

附則

この要綱は、平成7年12月27日から施行する。

附則

この要綱は、平成9年8月4日から施行する。

附則

この要綱は、平成10年9月9日から施行する。

この要綱は、平成23年9月6日から施行する。

- 別表1 (第5条関係)
- 1 暴力団 (特定暴力団排除条例 (平成22年鹿児島県条例第36号、以下「条例」といふ)、第2条第1号に規定する暴力団をいふ。以下同じ。)又は暴力団員等 (条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいふ。以下同じ。)であるとき。
 - 2 条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
 - 3 その役員 (業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者)をい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいふ。以下同じ。)が暴力団員等であるとき。
 - 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
 - 5 暴力団員等がその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
 - 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
 - 7 いかなる名称をもつてするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は間接的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
 - 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
 - 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
 - 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

第1号様式 (原簿系)

平成 年 月 日

高知県知事

様

全国土地改良事業団体連合会
会長 事務委託書
高知県土地改良事業団体連合会
会長 印

平成 年度高知県担い手育成支援事業補助金交付申請書

高知県担い手育成支援事業補助金交付要綱第4条の規定により、平成 年度高知県担い手育成支援事業補助金の交付を関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額

円

2 収支予算書 (別紙のとおり)

別記第1号様式

第 号
年 月 日

高知県知事

様

財団法人 全国土地改良基金協会
理事長 事務委託書
高知県土地改良事業団体連合会
会長 印

平成 年度高知県担い手育成支援事業補助金交付申請書

高知県担い手育成支援事業補助金交付要綱第4条の規定により、平成 年度高知県担い手育成支援事業補助金の交付を関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額

円

2 収支予算書 (別記第2号様式のとおり)

別紙

収支予算書

別紙第2号様式

収支予算書

1 専業の計画

支援事業実施主体	助成金交付額 円	財源		内訳
		県補助金 円	基金 円	
				基金協会助成金 円

2 収入の部

区分	本年度予算額 円	前年度予算額 円	差引増△減 円	備考
計				

3 支出の部

区分	本年度予算額 円	前年度予算額 円	差引増△減 円	備考
計				

1 専業の計画

支援事業実施主体	助成金交付額 円	財源		内訳
		県補助金 円	基金 円	
				基金協会助成金 円

2 収入の部

区分	本年度予算額 円	前年度予算額 円	差引増△減 円	備考
計				

3 支出の部

区分	本年度予算額 円	前年度予算額 円	差引増△減 円	備考
計				

第2号様式（第5条関係）

平成 年 月 日
第 号

高知県知事

様

全国土地改良事業団体連合会
会長 事務受託者
高知県土地改良事業団体連合会
会長 印

平成 年度高知県担い手育成支援事業補助金変更申請書

平成 年 月 日付付 第 号で補助金の交付の決定通知がありま
した平成 年度高知県担い手育成支援事業について、下記理由により事業内容の変
更をしますので、高知県担い手育成支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、
関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更理由
- 2 取次手簿番（別紙のとおり）

別記第3号様式

平成 年 月 日
第 号

高知県知事

様

財団法人 全国土地改良資金協会
理事長 事務受託者
高知県土地改良事業団体連合会
会長 印

平成 年度高知県担い手育成支援事業補助金変更申請書

平成 年 月 日付付 第 号で交付決定通知のあった平成 年度
高知県担い手育成支援事業について、下記理由により事業内容の変更をしたいので、
高知県担い手育成支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申
請します。

記

- 1 変更理由
- 2 取次手簿番（別記第2号様式のとおり）

別記第4号様式

第 号
年 月 日

高知県知事 様

財団法人 全国土地改良協会
理事長 事務委託者
高知県土地改良事業団体連合会
会長 印

平成 年度高知県担い手育成支援事業補助金実績報告書

高知県担い手育成支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、平成 年度高知県担い手育成支援事業に係る実績報告書を関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付申請額 円
- 2 収支差額 (別記第5号様式のとおり)

第3号様式(第5条関係)

第 号
年 月 日

高知県知事 様

全国土地改良事業団体連合会
会長 事務委託者
高知県土地改良事業団体連合会
会長 印

平成 年度高知県担い手育成支援事業補助金実績報告書

高知県担い手育成支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、平成 年度高知県担い手育成支援事業に係る実績報告書を関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付申請額 円
- 2 収支差額 (別記のとおり)

収支決算書

収支予算書

1 補助金精算書

区分	補助金交付決定額 円	精算事業費 円	補助率 %	結果精算額 円	繰戻金 円	差引増補助金 未受額 円	備考
計							

2 収入の部

区分	予算額 円	精算額 円	差引増△減 円	備考
計				

3 支出の部

区分	予算額 円	精算額 円	差引増△減 円	備考
計				

1 補助金精算書

区分	補助金交付決定額 円	精算事業費 円	補助率 %	結果精算額 円	繰戻金 円	差引増補助金 未受額 円	備考
計							

2 収入の部

区分	予算額 円	精算額 円	差引増△減 円	備考
計				

3 支出の部

区分	予算額 円	精算額 円	差引増△減 円	備考
計				

第4号様式(第8条関係)

平成 年 月 日
第 号

高知県知事

様

全国土地改良事業基金協会
会 長 事務受託者
高知県土地改良事業団体連合会
会 長 印

平成 年度高知県担い手育成事業補助金振替払請求書

平成 年 月 日高知県指令 第 号をもって交付の決定通知があり
主として高知県担い手育成事業補助金について、振替交付されるよう高知県担い
手育成事業補助金交付要綱第8条の規定により下記のとおり請求します。

記

振替払請求額

円

振込先

別記第6号様式

平成 年 月 日
第 号

高知県知事

様

財団法人 全国土地改良基金協会
理事長 事務受託者
高知県土地改良事業団体連合会
会長 印

平成 年度高知県担い手育成事業補助金振替払請求書

平成 年 月 日高知県指令 第 号をもって交付決定通知のあった
高知県担い手育成事業補助金について、振替交付されるよう高知県担い手育成事業
補助金交付要綱第8条の規定により下記のとおり請求します。

記

振替払請求額

円

振込先